

社会福祉法人恩徳福祉会

(仮称) 複合施設おんとく新築工事に伴う一般競争入札に関する公告

令和7年10月1日(水曜日)
社会福祉法人恩徳福祉会
理事長 岡田 宗修

社会福祉法人恩徳福祉会 (仮称) 複合施設おんとく新築工事について、一般競争入札を実施するにあたり、下記のとおり公告します。

記

1, 改修工事の概要

- (1) 工事名 : (仮称) 複合施設おんとく
- (2) 工事場所 : 大阪府河内長野市木戸町1丁目1416番1
- (3) 工事期限 : 着工 令和8年 1月5日
竣工 令和9年 2月28日予定
- (4) 工事概要 : ① 建築主体工事
構 造 : 鉄骨造 地上7階建て
延べ床面積 : 9,551.51 m²
② 屋外附帯工事
排水工、舗装工、植栽工等外構工事一式
- (5) 前払金その他の支払条件
第1回 : 契約時 20 %
第2回 : 上棟時 30 %
(但し、独立行政法人福祉医療機構 融資時)
第3回 : 竣工時 50 %の内、第4回の支払額を除いた残額
(但し、独立行政法人福祉医療機構 融資時)
第4回 : 大阪府老人福祉施設等整備費補助金及び
河内長野市介護施設等の整備に関する事業補助金額
(但し、大阪府老人福祉施設等整備費補助金及び河内長野市介護施設等
の整備に関する事業補助金等交付後)
- (6) 設計・監理を担当する者
株式会社 bibs 代表取締役 中野泰輔
所在地 : 大阪府河内長野市小山田町451-37
電話番号 : 050-3786-6165

2, 入札参加資格

入札に参加できるのは、次の(1)から(13)の要件を全て満たしている方です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。
その他、以下の項目にも該当していないこと。
 - (i) 成年被後見人
 - (ii) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - (iii) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (iv) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (v) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (vi) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (vii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しない者、及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 府税及び市税に係る徴収金を完納していること。

- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- (6) 次のすべてに該当する者。
 - ア 建築一式工事の業種において競争入札に参加する資格を有する者。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について同法第3条第6項に定める一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。
 - ウ 令和6年5月17日（入札の日から1年7ヶ月前の日）以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23に定める経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者。
 - エ 入札の参加を申し込む日から過去2年間に、社会福祉施設等の建設に伴う不正行為又はこれに類する行為等に関与して、その者又はその者が経営する事業所の役員若しくは職員が、逮捕又は起訴若しくは書類送検されていない者。
 - オ 府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有し、大阪府、兵庫県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県（以下「近畿府県」という。）および三重県に本店、支店等主たる事務所を有する者。
 - カ 建設業法施行規則（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査結果の建築一式工事の経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）1,200点以上の実績を有する者。（入札日前1年7か月以内の日を審査基準日とするものを有効とする）。
 - キ 入札参加申込日から過去5年以内において、今回の工事と同程度の規模の工事（契約中の工事は除く）を完工した実績のある者。もしくは当法人と、元請けとして今回と同程度の規模の工事取引実績のある者。
 - ク 本工事に配置できる監理技術者（建築業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）を有する者。
- (7) 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱および河内長野市建築工事等指名停止要綱（以下「停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）
 - ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者または河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱の規定による入札等排除者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - エ 大阪府および河内長野市との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）
 - オ 近畿府県外において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、同法の規定による処分が明らかになった日から3箇月を経過していない者
 - カ 近畿府県外において、談合の容疑により、会社の代表者、役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことが明らかになった日から3箇月を経過していない者
- (8) 入札を実施する前に、法人に対して工事費を提示し、又は、工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動等を行うおそれがない者。
- (9) 当法人の理事長又は理事と特別の利害関係（当法人の理事長又は理事若しくはこれらの親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている者など。）を有することの無い者。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がな

- い者。
- (11) 以下のいずれかに該当する場合は、入札に同時に参加することができない。
- ア 会社の役員が他の会社の役員を兼任している場合、当該役員が所属するそれぞれの会社
 - イ 個人事業者の代表者が他の役員を兼任している場合、当該個人事業者及び個人事業者が役員を務める会社
 - ウ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する子会社と親会社に該当する場合、当該親会社と子会社
 - エ 連結決算を行っている場合、当該連結決算を行っているそれぞれの会社
 - オ 事務所、電話、ファクシミリ、事務機器等（以下この号において「事務所等」という。）を共用していると認められている場合、事務所等を共有しているそれぞれの事業者
- (12) 大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者。
- (13) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けているものを除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格の再認定を受けているものを除く）。
- (14) 直近3ケ年において、赤字決算を計上していない者。
- (15) 当該工事を単体企業で元請け受注し、完工できるもの。（特定建設工事共同企業体での入札参加は不可とする。）
- (16) その他以下に定める要件に該当しない者
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - イ 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年要綱第47号）の規定による措置要件該当者
 - ウ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - エ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

3, 入札参加申込書等の配布期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年10月31日（金）まで 午前10時から午後3時
配布場所	大阪府大阪市中央区安土町1-8-15 野村不動産大阪ビル12階 社会福祉法人 恩徳福祉会

4, 入札参加申込

(1) 入札参加申込書等の受付期間及び受付場所

受付期間	公告の日から令和7年10月31日（金）まで 午前10時から午後5時
受付場所	大阪府大阪市中央区安土町1-8-15 野村不動産大阪ビル12階 社会福祉法人 恩徳福祉会

(2) 入札に参加しようとする方（以下「参加希望者」という。）は、次の書類を受付期間内に受付場所へ提出してください。

提出された書類に基づいて入札参加資格を審査し、その結果を参加希望者に通知します。

- ア 入札参加申込書
- イ 建築業法第3条の許可を受けていることを証する書類
- ウ 本工事に配置できる監理技術者設置届

- エ 会社概要（パンフレット）
 - オ 経営事項審査結果の通知の写し（更新中及び新規申請中の場合は入札時まで提出）
 - カ 当法人与の取引実績を確認できる書類または過去5年以内の同程度の工事施工実績調書
 - キ 直近3ケ年度の決算書
 - ク 入札参加申込にあたっての誓約書（後述）
- （3）入札の参加申込にあたっては、次の事項を履行する旨を誓約書にして提出していただきます。
- ア 落札した時は、必ず請負契約を締結すること。なお、落札者の責任で契約を締結できないときは、当法人に当該入札予定価格（消費税相当額を含む）の100分の5に相当する金額を契約辞退の違約金として、当法人の指定する期日までに支払うこと。
 - イ 契約の締結にあたっては、工事の適正な履行を確保するため、当法人を受取人とする当該工事に係る「履行保証保険契約」を当法人に提出すること。
 - ウ 工事の施工にあたっては、下請業者への丸投げは断じて行わないこと。
 - エ 工事の施工にあたっては、事前に、当該工事に係る下請業者名簿を当法人に提出すること。
 - オ 工事の施工にあたっては、当法人に「工事施工体制台帳（施工体系図を含む。）」（建築業法第24の7条第1項に規定）を提出すること。また、台帳の記載内容に変更があった場合も同様の手続きを行うこと。
 - カ 工事代金の受領にあたっては、金融機関の預金口座への振込みを承諾すること。
 - キ 工事請負金額と代金の収入状況を明らかにした資料を、当法人に提出すること。
 - ク 当法人への当該建物の引渡しは、補助金交付者である大阪府および河内長野市による検査の完了後とすること。
- （4）提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とします。
- （5）提出された書類は、返却しません。

5. 設計図書の貸与及び質疑応答

- （1）設計図書については、貸与とします。後日、入札参加業者に対して入札参加資格確認通知書に設計図書（CD-R）を同封して郵送します。入札参加不可の事業者に対しては同封しません。
- （2）設計図書については、入札時に返却してください。
- （3）設計図書に関する質疑応答は、下記の要領に従い行います。

質疑	所定様式の質疑回答書（設計図書 CD-R のデータ内）の質疑部分に、設計図書の該当ページ及び内容を記載すること。また、受付は郵送、E-mail とする。質疑のない場合であっても必ず E-mail にて提出すること。
回答	各社の質疑を整理し、所定の質疑回答書の回答部分に記載し、E-mail にて配布します。
提出場所	株式会社 bibs 所在地：大阪府河内長野市小山田町451-37 e-mail : info@cu-bibs.com
質疑・回答日時	質疑日時：令和7年11月25日10時から17時まで 回答日時：令和7年12月8日 午後3時から順次 E-mail にて全社に返信しますので、受信確認の電話を入れてください。 (電話番号：050-3786-6165)

6. 入札日時及び場所

入札日時	令和7年12月17日（水） 午前10時 から
入札場所	大阪府大阪市中央区安土町1-8-15 野村不動産大阪ビル12階 社会福祉法人 恩徳福祉会

7. 入札及び落札の方法

- 1 入札参加者は代理人をして入札に参加させる時は、委任状を提出してください。（尚、入室は1社2名以内とする。）
- 2 入札参加者は指定された時刻までに指定場所に入室しない場合、または指定期日までに郵送されない場合は、入札参加の意思がないとします。
- 3 入札書に記載する金額は消費税額を除くものとします。

- 4 落札者は、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち最も低い価格を入札したものとします。但し当法人役員会にて提出された書類を審査し、決定するものとします。
- 5 落札者は、別紙工事一覧に記載する工事内容ごとの工事内訳明細書を作成し、契約の締結までに当法人に提出すること。
- 6 入札の結果、落札者となるべき同価格を入札した業者が2社以上あった場合は、くじ引きにより落札業者を決定します。尚、落札者となるべき同価格を入札した者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- 7 開札の結果、落札者が無いときは直ちに再度入札を行います。再度入札の回数は原則2回までとし、再度の入札の結果、落札者が無い場合は入札を打ち切ります。この場合、入札参加業者募集の公告から手続きをやり直す場合があります。
尚、無効な入札をした者は再度入札に参加することはできません。
- 8 一度提出した入札書は、書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- 9 入札参加者が2社に満たない場合は、再度公告よりやりなおすものとします。

8、 予定価格について
事後公表とします。

9、 入札の無効に関する事項

次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎてから提出されたとき
- (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、または入札書に記入した文字が判読できないとき
- (3) 入札書に記入押印がないとき
- (4) 入札金額を改ざんし、または訂正したとき
- (5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を投函したとき
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき
- (7) 委任者若しくはその代理人が同一の入札において他の入札者の代理人となり、または数人が共同して入札したとき
- (8) 入札に参加する資格のないものが入札に参加したとき
- (9) 入札に関し談合その他不正な行為を行ったとき。または、談合その他不正な行為が行われたおそれが非常に強いと認められるとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

10、 契約の締結

- (1) 契約にあたっては、当法人の理事会の議決を得た後に本契約を締結します。
- (2) 落札決定後、本契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、または指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。

11、 関係法令の遵守

入札参加者は掲げる事項に特に留意のうえ、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ってください。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- (2) 建築業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど契約当事者間の信頼を失うような行為を行わないこと。

12、 入札手続きに関する問い合わせ

名 称 : 社会福祉法人 恩徳福祉会
所 在 : 〒541-0052
大阪府大阪市中央区安土町1-8-1 5野村不動産大阪ビル 12 階
電 話 : 06-6265-0105（担当：福田）
FAX : 06-6265-0106

以上